

大塚家具、娘に勝訴した父は何を得たか／「主文、久美子氏は勝久氏に15億円を支払え」

2016/04/12 東洋経済オンライン 1903文字

富岡 耕：東洋経済 記者

原告の大塚勝久氏が裁判で勝訴。被告の久美子氏は15億円を支払うよう言い渡された（写真は15年2月の記者会見。撮影：尾形文繁）

「主文、被告は原告に対して15億円および、これに対する平成25年4月4日から支払い日まで年6分の割合による金利を支払え。訴訟負担は被告の負担とする」。4月11日午前10時30分過ぎ、東京地方裁判所5階の526号法廷に裁判長の声が響いた。

大塚家具創業者の大塚勝久前会長が、長女である大塚久美子社長が管理する一族の資産管理会社「ききょう企画」に対し、15億円分の社債償還を求めた訴訟判決。勝久氏側に軍配が上がった瞬間だ。

久美子氏側は遅延金を含め、約17億円を勝久氏に支払わなければならない、控訴するのは必至とみられる。株主総会で経営権を争い、久美子氏が勝利してから約1年。法廷を舞台にした“第2ラウンド”で、勝久氏が一矢報いた形となった。

「株は相続対策でもらった」と久美子氏は主張

久美子氏は「譲渡された大塚家具株は事業承継と相続対策が目的」と裁判で主張した（写真は今年2月の新宿ショールームのリニューアルにて）

今回の争いは、2008年に勝久氏が、久美子氏が役員を務める「ききょう企画」に対し、社債15億円（5年期限、年利1.5%）と引き換える形で、大塚家具の株式130万株を譲渡したことから始まった。が、償還期限の2013年4月になっても、ききょう企画が社債の償還に応じなかったため、勝久氏が同年10月に提訴したものだ。被告のききょう企画（久美子氏側）は、「大塚家具の事業承継と相続対策が目的であり、社債償還の延期は合意されていた」と主張していたが、判決では、延期について正式な合意はなかったと判断された。

久美子氏側の代理人弁護士は、「当方の主張が認められなかったことは誠に遺憾である。今後の対応は判決文を精査のうえ検討する」としたうえで、「本訴は社債償還請求に関するものであり、大塚家具の株式譲渡の有効性については何ら争いになってない。したがって、ききょう企画が保有する大塚家具の株式130万株の帰趨に影響を与えるものではない」という、異例のコメントも追加した。

その背景にあるのは、裁判の舞台となっているききょう企画が、大塚家具の株式約10%を保有する筆頭株主だからだ。現在は久美子氏がききょう企画を実質支配しており、2015年3月の大塚家具の株主総会で勝久氏と争った際は、久美子氏を支持する“大票田”となった。株主総会における久美子氏勝利も後押しした。

しかし、今回敗訴したことで、その状況が変わる可能性がある。ききょう企画は資産がほとんどないため、15億円分をキャッシュで返済できなければ、それを捻出するため、勝久氏から譲渡を受けた大塚家具の株式を「代物弁済」という選択肢が浮上するからだ。



もっとも、久美子氏が社長就任以降に打ち出した配当倍増政策で大塚家具の株価は急騰しており、ききょう企画の保有する大塚家具株の企業価値は、従来に比べて高まっている。株式の代物弁済でも当時の130万株全株を返す必要はなくなっているが、それでも久美子氏にとって、大塚家具の“安定株主”を失うことにつながらかねない。勝久氏側はさらに手段を打っている。別の訴訟を2015年、東京地裁に提訴。久美子氏が今回の社債償還訴訟直前に設定したもので、久美子氏自身への大塚家具株の譲渡担保契約が「無効」であるとして、現在も争っている。

株売却で資金得た勝久氏は新天地へ

大塚勝久氏が新会社「匠大塚」を設立する中、本家の大塚家具はどう出る
(写真は新宿ショールーム)

これについて、勝久氏側の代理人弁護士は同年の記者会見で、「(社債償還の裁判で負けた場合に) 資産差し押さえを免れることを目的とした、虚偽の名義移転であり、財産隠匿を行ったものだ」と痛烈に批判。株式での弁済となった場合、株式を確実に取り戻すため、2本立ての裁判に打って出ているわけだ。これに対して久美子氏側は、「事実認識に誤りがある」としている。

その一方で、久美子氏は4月2日に突如、株式譲渡担保を解除。三井住友銀行との借入れ交渉も進めており、状況は混沌としている。

ただ、勝久氏がどこまで株式取得にこだわっているかは、不透明だ。株主総会前に18%あった大塚家具の保有株式を市場で段階的に売っており、現在は8%台にまで低下し、筆頭株主を外れている。株式売却では20億円以上を手に入れたとみられ、それを軍資金に家具販売の新会社「匠大塚」を設立。4月22日に東京・日本橋に店舗をオープンする予定だ。

大塚家具のお家騒動から、まだ目が離せない。

原告の大塚勝久氏が裁判で勝訴。被告の久美子氏は15億円を支払うよう言い渡された(写真は15年2月の記者会見。撮影：尾形文繁)



本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報（以下「情報」）の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.